

鎌倉市告示第130号

鎌倉市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)徴収業務委託に係る
告示事項の変更について

鎌倉市告示第177号で告示した「鎌倉市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)徴収業務委託」について、変更事項が生じたため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示します。

令和6年(2024年)9月27日

鎌倉市長 松尾 崇



- 1 受託者
別紙「告示事項の変更一覧」のとおり
- 2 委託期間
令和4年(2022年)10月1日から令和7年(2025年)9月30日まで
- 3 備考
地方自治法第234条3に基づく長期継続契約としています。